

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和6年1月29日（月）午前9時55分～午前11時
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、総務部危機管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 令和6年第1回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：第1回市議会定例会の招集期日は、2月27日（火）である。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	議題1 令和6年第1回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (環境部長提出) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 令和5年3月19日（日）、シドメ久保第二運動広場の利用者のいずれかが打った硬式野球ボールが、近隣住宅の屋根に当たり、屋根の一部を破損したため、損害額605,000円を支払うものである。 なお、専決処分年月日については令和5年12月25日、専決処分番号については令和5年専決第8号である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 専決処分の承認を求めることについて (企画財政部長提出) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 令和5年度武蔵村山市一般会計補正予算（第9号）を以下のとおり専決処分するものである。

補正予算額は1億7,250万円、補正後歳入歳出総額は342億9,356万6千円である。

歳入概要としては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金である。

歳出概要としては、低所得世帯に対する生活支援特別給付金給付事業である。

なお、専決処分年月日については令和6年1月19日、専決処分番号については令和6年専決第1号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 令和6年度武蔵村山市一般会計予算

(企画財政部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は355億9,246万8千円、対前年度比較は、44億5,864万2千円(14.3%増)である。前年度予算額は311億3,382万6千円である。

歳入概要としては、市税103億5,592万2千円、国庫支出金92億7,493万5千円及び都支出金53億4,598万3千円である。

歳出概要としては、民生費165億4,828万1千円及び消防費52億2,902万7千円、教育費41億2,581万5千円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 令和6年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計予算

(市民部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は78億4,818万3千円、対前年度比較は、△2億99万2千円(2.5%減)である。前年度予算額は80億4,917万5千円である。

歳入概要としては、国民健康保険税、保険給付費等交付金等の都支出金、一般会計繰入金等を計上するものである。

歳出概要としては、職員人件費等の総務費、保険給付費、東京都へ納付する国民健康保険事業費納付金、特定健康診査等事業費等の保健事業費等を計上するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 令和6年度武蔵村山市介護保険特別会計予算

(高齢・障害担当部長提出)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は59億4,027万3千円、対前年度比較は、2億2,316万2千円（3.9%増）である。前年度予算額は57億1,711万1千円である。

歳入概要としては、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、都支出金等を計上する。

歳出概要としては、総務費、保険給付費、地域支援事業費等を計上する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 令和6年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計予算

(都市整備部長提出)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は17億9,502万1千円、対前年度比較は、1億5,551万4千円（約9%増）である。前年度予算額は16億3,950万7千円である。

歳入概要としては、保留地処分金7,989万円、国庫支出金1億4,125万円、都補助金1億305万円、一般会計繰入金9億7,081万8千円、市債5億円である。

歳出概要としては、総務費4,150万2千円、事業費14億8,640万6千円、公債費2億6,611万3千円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 令和6年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計予算

(市民部長提出)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は20億2,146万8千円、対前年度比較は、4,914万5千円（2.5%増）である。前年度予算額は19

億7, 232万3千円である。

歳入概要としては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金、東京都後期高齢者広域連合からの受託金等の諸収入等を計上するものである。

歳出概要としては、職員人件費等の総務費、広域連合負担金、健康診査等の保健事業費、葬祭諸費等を計上するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 令和6年度武蔵村山市下水道事業会計予算

(建設管理担当部長提出)

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、本案を提出する。

収益的収入の予算総額は13億7, 163万1千円（前年度比4. 1%減）、収益的支出の予算総額は13億3, 070万4千円（前年度比0. 4%減）である。予算の主な内容は、下水道事業の主な収益である下水道使用料、手数料収入等及び事業活動に要する人件費、管渠の維持管理費、使用料徴収委託費等の経費を計上するものである。

資本的収入の予算総額は16億4, 629万6千円（前年度比162. 0%増）、資本的支出の予算総額は19億8, 142万6千円（前年度比136. 7%増）である。予算の主な内容は、下水道ストックマネジメント計画に基づく管渠調査等、新青梅街道拡幅に伴う管渠改良工事、空堀川整備工事に伴う管渠改良工事、道路改良工事に伴う管渠改良工事等に要する経費及び財源を計上するものである。

なお、資本的収支は大幅増となっているが、主には、新青梅街道拡幅に伴う管渠改良工事に対して、収入では起債の増、支出では建設改良費等の増によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長提出)

夏期休暇の取得期間が業務の繁忙期等に当たり、夏期休暇の取得が困難であると認められる職員について、当該休暇の取得期間を拡大する必要があるため、本案を提出する。

業務の繁忙期等により7月から9月までの間に夏期休暇の取得

が困難と認められる職員の夏期休暇の取得期間を6月から10月までに拡大するもの。

施行期日については、公布の日からとする。

なお、職員組合には情報提供予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長提出)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給する必要があるので、本案を提出する。

支給対象者は、次のア～ウの条件を全て満たす会計年度任用職員に支給する。ア：基準日（6月1日及び12月1日）に在職していること。イ：一会計年度において任用される期間が通算して6月以上であること。ウ：一週間当たりの勤務時間の平均が20時間以上であること。

支給割合は、一般職員の勤勉手当の支給割合（6月及び12月に100分の112.5）を適用する。

施行期日については、令和6年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市事務手数料条例の一部を改正する条例

(市民部長提出)

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正に伴い、事務手数料条例の別表の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

事務手数料を徴収する事項について、他市町村の戸籍証明書の広域交付、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行、他市町村が受理した届書等情報の内容証明及びその閲覧を追加する。

施行期日については、令和6年3月1日からとする。

なお、次の事務の手数料は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に従い、武蔵村山市事務手数料条例で定めるものであり、原則として全国的に同額である。

- ・他市区町村にある戸籍全部事項証明書の交付 450円
- ・他市区町村にある除籍全部事項証明書の交付 750円
- ・届書等情報内容証明書の交付及び閲覧 350円

- ・ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 400円
 - ・ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 700円
- (結 論)

提出議案として決定する。

- (12) 武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(子ども家庭部長提出)

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）が公布されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正があったため、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

1点目は、第23条第1項中「重要事項を掲示しなければならない。」を「重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。」に改める。

2点目は、その他所要の改正を行う。

施行期日については、令和6年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (13) 武蔵村山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
(子ども家庭部長提出)

令和6年度組織改正において、子ども政策課が新たに組織されることに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

第7条「子ども家庭部子ども青少年課」を「子ども家庭部子ども政策課」に改める。

施行期日については、令和6年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (14) 武蔵村山市児童遊園条例の一部を改正する条例
(環境部長提出)

児童の健全な遊びの用に供する施設の充実を図るため、新たに三ツ木一丁目東児童遊園を設置する必要があるため、本案を提出する。

第3条別表に「三ツ木一丁目東児童遊園 武蔵村山市三ツ木一

丁目12番地の8」を加える。

施行期日については、公布の日からとする。

なお、三ツ木一丁目東児童遊園の設置は、都市計画法第29条の開発行為に伴う無償譲渡によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例
(高齢・障害担当部長提出)

敬老金の支給要件及び支給額を改めるとともに、長寿祝い金の支給について定める必要があるので、本案を提出する。

1点目は、77歳及び99歳である者への敬老金の支給を廃止する。

2点目は、88歳である者への敬老金の支給額を5,000円から10,000円に改める。

3点目は、100歳の誕生日を迎える者に長寿祝い金として30,000円を支給することについて定める。

施行期日については、令和6年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(子ども家庭部長提出)

子育て支援の充実を図るため、令和6年10月1日から、義務教育就学児医療費助成の自己負担の撤廃及び高校生等医療費助成の所得制限及び自己負担を撤廃することに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1点目は、第4条(所得の制限)の規定を削除する。

2点目は、第6条(助成の範囲)第1項第2号中「通院に係る医療費の対象者負担額」の規定を削除する。

3点目、その他条ずれ等に係る所要の改正を行う。

施行期日については、令和6年10月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例
(市民部長提出)

国民健康保険税の税率等を改定する必要があるので、本案を提出する。

税率等の改定については、国民健康保険運営協議会に諮問し、現在協議中であるため、未定である。

なお、国民健康保険運営協議会については、1月31日を最終の開催予定としている。

施行期日については、令和6年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 武蔵村山市介護保険条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長提出)

令和6年度から令和8年度までの各年度における介護保険の保険料率を定めるとともに、介護認定審査会の委員の定数を改める必要があるため、本案を提出する。

1点目は、第1号被保険者の保険料の各段階保険料の額を改める。

2点目は、介護認定審査会の委員の定数を30人から32人に改める。

施行期日については、令和6年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(19) 武蔵村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長提出)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、管理者の兼務範囲等について改めるとともに、身体的拘束等の適正化のための措置、事業所の運営規程の概要等の重要事項の掲示方法等について定め、併せて規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

1点目は、管理者が兼務できる範囲を同一敷地内における他の事業所、施設でなくても差し支えないよう改める。

2点目は、身体的拘束等の適正化を推進する観点から緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと及びその記録を義務付けるよう定める。

3点目は、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え原則としてウェブサイトに掲載を義務付けるよう定める。

4点目は、その他所要の改正を行う。

施行期日については、令和6年4月1日からとする。

なお、当該省令の一部改正省令は令和6年1月26日に公布されたところである。

この後説明予定である、付議事案（20）から（22）の三つとともに整理条例として一つにまとめるよう検討しているところである。

（結 論）

提出議案として決定する。

- (20) 武蔵村山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（高齢・障害担当部長提出）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、管理者の兼務範囲等について改めるとともに、身体的拘束等の適正化のための措置等及び事業所の運営規程の概要等の重要事項の掲示方法について定め、併せて規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1点目は、管理者が兼務できる範囲を同一敷地内における他の事業所、施設でなくても差し支えないよう改める。

2点目は、身体的拘束等の適正化を推進する観点から緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと及びその記録を義務付けるよう定める。

3点目は、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え原則としてウェブサイトに掲載を義務付けるよう定める。

4点目は、その他所要の改正を行う。

施行期日については、令和6年4月1日からとする。

なお、当該省令の一部改正省令は令和6年1月26日に公布されたところである。

（結 論）

提出議案として決定する。

- (21) 武蔵村山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長提出)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の一部改正に伴い身体拘束等の適正化のための措置等、事業所の運営規程の概要等の重要事項の掲示方法及び指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置について定め、併せて規定の整備をする必要があるので、本案を提出する。

1点目は、身体的拘束等の適正化を推進する観点から緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと及びその記録を義務付けるよう定める。

2点目は、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え原則としてウェブサイトに掲載を義務付けるよう定める。

3点目は、事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこと及び常勤かつ主任介護支援専門員である管理者をおかなければならないこと等について定める。

4点目は、その他所要の改正を行う。

施行期日については、令和6年4月1日からとする。

なお、当該省令の一部改正省令は令和6年1月26日に公布されたところである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(22) 武蔵村山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長提出)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第38号)の一部改正に伴い、管理者の兼務範囲等について改めるとともに、身体的拘束等の適正化のための措置、事業所の運営規程の概要等の重要事項の掲示方法及びテレビ電話装置等を活用して行うモニタリングについて定め、併せて規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1点目は、管理者が兼務できる範囲を同一敷地内における他の事業所、施設でなくても差し支えないよう改める。

2点目は、身体的拘束等の適正化を推進する観点から緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと及びその記録を義務付けるよう定める。

3点目は、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書

面掲示に加え原則としてウェブサイトに掲載を義務付けるよう定める。

4点目は、サービス担当者会議等において主治の医師の合意を得ている場合等にテレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができるよう定める。

5点目は、その他所要の改正を行う。

施行期日については、令和6年4月1日からとする。

なお、当該省令の一部改正省令は令和6年1月26日に公布されたところである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(23) 武蔵村山市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(都市整備部長提出)

立川都市計画地区計画学園二丁目地区地区計画の都市計画変更に伴い、当該地区で定める建築物に関する制限の内容との整合性を図る必要があるので、本案を提出する。

立川都市計画地区計画学園二丁目地区地区計画の都市計画変更に伴い、地区整備計画の内容として定められた地区の区分、建築物等の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限度等について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき条例を改めることにより、良好な都市環境の確保を図る。

施行期日については、公布の日からとする。

なお、立川都市計画地区計画学園二丁目地区地区計画の変更に関する告示は、令和6年2月上旬から中旬を予定している。

(結 論)

提出議案として決定する。

(24) 令和5年度武蔵村山市一般会計補正予算（第10号）

(企画財政部長提出)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は△4億6,921万7千円、補正後歳入歳出総額は338億2,434万9千円である。

歳入概要としては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、児童手当負担金、生活保護費負担金である。

歳出概要としては、新型コロナウイルスワクチン接種経費、児

童手当支給経費、都市核地区土地区画整理事業繰入金である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(25) 令和5年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

（市民部長提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は1,092万6千円、補正後歳入歳出総額は81億9,619万2千円である。

歳入概要としては、保険給付費等交付金及びその他一般会計繰入金の増額である。

歳出概要としては、保険給付費の高額療養費の増額である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(26) 令和5年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

（高齢・障害担当部長提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は△4,828万9千円、補正後歳入歳出総額は58億7,097万8千円である。

歳入概要としては、国庫支出金等の減額、一般会計繰入金の減額である。

歳出概要としては、保険給付費の減額、地域支援事業費の増額である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(27) 令和5年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

（都市整備部長提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は382万4千円、補正後歳入歳出総額は16億4,336万4千円である。

歳入概要としては、保留地処分金の増額、都補助金の減額、一般会計繰入金の減額である。

歳出概要としては、職員人件費、一般管理経費及び都市核地区土地区画整理事業経費の増額である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(28) 令和5年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

(市民部長提出)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は1,640万8千円、補正後歳入歳出総額は19億7,232万3千円である。

歳入概要としては、療養給付費繰入金の増額、保険料軽減措置繰入金の減額である。

歳出概要としては、療養給付費負担金の増額である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(29) 令和5年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算（第3号）

(建設管理担当部長提出)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

収益的支出は、補正予算額92万7千円、補正後予算額13億7,720万2千円、補正予算の主な内容としては、手当の増額を補正するものである。

資本的支出は、補正予算額7千円、補正後予算額8億7,083万4千円、補正予算の主な内容としては、法定福利費の増額を補正するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(30) 市道路線の認定について

(建設管理担当部長提出)

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、路線を認定するので、同条第2項の規定により、本案を提出する。

開発行為に伴う寄付の申出があり、市道路線として認定するのである。

路線名は、一般市道D第262号線、起点は、武蔵村山市中原

一丁目16番地先、終点は、武蔵村山市中原一丁目15番地先、幅員は、1.82～5.00m、延長は154.34mである。

なお、新設路線が既設の路線に隣接されたことに伴い、起点と終点が公道に隣接されたことから、路線の認定条件を満たし、既設道路と合わせて新たに路線を認定するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(31) 市道路線の廃止について

(建設管理担当部長提出)

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、路線を廃止するので、同条第3項の規定により、本案を提出する。

路線名は、一般市道D第155号線、起点は、武蔵村山市中原一丁目15番地先、終点は、武蔵村山市中原一丁目15番地先、幅員は、1.82m、延長は12.73mである。

なお、当該廃止路線については、一つ前の議案にて認定予定の一般市道D262号線が、本路線を含めて新たに認定されることに伴い、既設道路の存置の必要がないと認められることから、本路線を廃止するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(32) 市道路線の認定について

(建設管理担当部長提出)

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、路線を認定するので、同条第2項の規定により、本案を提出する。

開発行為に伴う寄付の申出があり、市道路線として認定するものである。

路線名は、一般市道E第309号線、起点は、武蔵村山市三ツ木一丁目12番地先、終点は、武蔵村山市三ツ木一丁目12番地先、幅員は、1.82～5.00m、延長は125.29mである。

なお、新設路線が既設の路線に隣接されたことに伴い、起点と終点が公道に隣接されたことから、路線の認定条件を満たし、既設道路と合わせて新たに路線を認定するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(33) 市道路線の廃止について

(建設管理担当部長提出)

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、路線を廃止するので、同条第3項の規定により、本案を提出する。

路線名は、一般市道E第207号線、起点は、武蔵村山市三ツ木一丁目12番地先、終点は、武蔵村山市三ツ木一丁目12番地先、幅員は、1.82m、延長は44.68mである。

なお、当該廃止路線については、一つ前の議案にて認定予定の一般市道E309号線が、本路線を含めて新たに認定されることに伴い、既設道路の存置の必要がないと認められることから、本路線を廃止するものである。

(結論)

提出議案として決定する。

(34) 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(市民部長提出)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本案を提出する。

2年ごとに改定される後期高齢者医療制度の保険料については、保険料の急激な上昇を抑えるため、その軽減に係る経費を、区市町村の一般財源から分賦金（審査支払手数料及び保険料未収金補填分等）として支弁しているが、令和6年度及び7年度の保険料率改定に際しても、従前と同様の措置を継続するものである。

施行期日については、令和6年4月1日からとする。

なお、後期高齢者医療保険料改定については、令和6年1月31日東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会で審議されるが、令和6年度及び7年度の改定案は、均等割額が47,300円（900円、1.9%の増）に、所得割率が所得に応じて2通りとなり、令和6年度については旧ただし書き所得が58万円以下の場合は8.78%（△0.71ポイント、7.5%の減）、58万円を超える場合は9.67%（0.18ポイント、1.9%の増）に、令和7年度については一律に9.67%（0.18ポイント、1.9%の増）に予定されている。

(結論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 教育委員会教育長の任命について

(企画財政部長提出)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、本案を提出する。

武蔵村山市教育委員会教育長が令和6年3月31日付で任期満了となるので、後任の教育長を任命するものである。

任期は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（任期3年）である。

なお、教育委員会教育長池谷光二氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 武蔵村山市第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画について

(高齢・障害担当部長提出)

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第8項の規定により、報告する。

令和6年度から令和8年度を計画期間とする武蔵村山市第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画を策定したことについて、これを議会に報告する。

(結 論)

報告事項として決定する。

【諮問事項】

(1) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(企画財政部長提出)

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。

人権擁護委員が令和6年9月30日をもって任期満了となるため、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。

任期は、令和6年10月1日から令和9年9月30日まで（任期3年）である。

なお、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の3か月前までとしている。

人権擁護委員小峯喜美恵氏の任期満了によるものである。

(結 論)

	<p>諮問事項として決定する。</p> <p>(2) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (企画財政部長提出)</p> <p>人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。</p> <p>人権擁護委員が令和6年9月30日をもって任期満了となるため、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。</p> <p>任期は、令和6年10月1日から令和9年9月30日まで（任期3年）である。</p> <p>なお、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の3か月前までとしている。</p> <p>人権擁護委員島田妙美氏の任期満了によるものである。</p> <p>(結 論)</p> <p>諮問事項として決定する。</p> <p>議題2 その他 令和6年第1回市議会定例会の招集期日は2月27日（火）である。</p>
--	---

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財政部 企画政策課（内線：373）</p>
--------------	----------------------------

（日本産業規格A列4番）